

議案第 2 2 号

おいらせ町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する
条例について

おいらせ町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 1 8 年おいらせ
町条例第 3 4 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成 3 1 年 3 月 7 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

提案理由

働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成 3 0 年
法律第 7 1 号）による民間労働者の時間外労働の上限規制が施行されるこ
とに併せ、当町においても時間外勤務の上限等を設けるため提案するもの
である。

おいらせ町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する
条例

おいらせ町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成18年おいらせ町条例第34号）の一部を次のように改正する。

第8条に次の1項を加える。

- 3 前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、規則で定める。

第12条第1項第2号中「新たに職員となるもの」を「新たに職員となり、又は任期が満了することにより退職することとなるもの」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。